

改正

平成20年3月27日告示第19号

平成21年3月9日告示第22号

平成24年12月28日告示第126号

平成28年10月1日告示第91号

信濃町有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、町が管理する印刷物等を広告媒体として活用し、企業等の広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる町の印刷物等をいう。
 - ア 信濃町公式ホームページ
 - イ その他町長が広告掲載を適当と認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。
- (3) 企業等 法人又は個人その他団体をいう。

(広告主の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する企業等は、広告主となることができない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 信濃町建設工事請負人等選定委員会から、建設工事参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、広告媒体への広告掲載が適当でないものとして別に定める者（広告の基準）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体への掲載が適当でない広告として別に定めるもの（信濃町公式ホームページへの広告掲載に対する適用）

第5条 信濃町公式ホームページへ広告を掲載する場合、当該広告中にリンクしているウェブページ等においても、前2条の規定を適用するものとする。

（広告掲載の順位）

第6条 広告掲載は、次の各号に掲げる順位により行う。ただし、特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体、国又は他の公共団体、公益法人及びこれらに類する者に係る広告
- (2) 町内に住所を有し事業を営む企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
- (3) 町内に住所を有し事業を営む企業等の広告
- (4) 町長が広告を掲載することにより地域活性化の貢献につながるとして特に認めた者の広告（広告掲載の規格等）

第7条 広告の規格、禁止表示、枠数、掲載料等については、広告媒体ごとに町長が別に定める。

2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。

(広告の募集方法等)

第8条 広告掲載希望者の募集(以下、「募集」という。)は、町ホームページ等において行うものとする。

2 指定管理者が自主事業として行う広告掲載については、町長が別に定める。

3 広告の募集等は、広告代理店等を介して行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、町長に申し込むものとする。

(1) 広告掲載する広告の原稿案

(2) 業務内容等が分かるもの

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、第3条及び第4条の規定に基づき、広告主及び広告の内容について審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知する。

3 前項の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、当該広告掲載の決定後、速やかに広告掲載に関する契約を、町と締結するものとする。

(広告審査委員会)

第11条 前条第1項の広告掲載の可否の審査を行うため、信濃町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員は、副町長、総務課長、住民福祉課長、産業観光課長、建設水道課長及び教育次長の職にある者を委員として組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長は副町長の職にある者を、副委員長は委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 委員会は、次にあげる事項について検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(1) 第3条及び第4条の規定に定める広告記載の基準に関すること。

(2) その他広告掲載に関し町長が必要と認める事項

9 第2項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ、回議により審査をすることができる。

10 委員長は、審査に関係のある者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

11 委員会の庶務は、総務課まちづくり企画係が行う。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 町が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 広告の内容等が第4条各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき又は広告の内容にある実態が変更され、若しくは滅失したとき。

(3) 町長の指定する日までに、広告掲載料金の納付がなかったとき。

(4) その他広告掲載に支障があると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により、その結果を広告主に通知する。

(広告掲載料の返還)

第14条 町長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、既に納めた全部又は一部を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料に利息は付さない。

3 町は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日告示第19号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月9日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(信濃町農業振興地域整備促進協議会設置要綱の一部改正)

- 2 信濃町農業振興地域整備促進協議会設置要綱（平成4年信濃町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第8中「農林課」を「産業観光課」に改める。

(信濃町資源循環型農業確立支援協議会設置要綱の一部改正)

- 3 信濃町資源循環型農業確立支援協議会設置要綱（平成16年信濃町告示第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「農林課」を「産業観光課」に改める。

附 則（平成24年12月28日告示第126号）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日告示第91号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。